## 1か月児健康診査費用の助成

市では、健やかな成長と子育て家庭を支援するため、生後1か月前後のお子さんの健康診査の 費用助成を行います。

対象者: 以下の全てを満たすお子さん

①令和6年4月1日以降に生まれたお子さん

②健診受診時に本市に住民票があるお子さん

③出生後27日を超え、生後6週未満のお子さん

健診内容: 1か月児健康診査受診票の記載内容(問診・診察・計測等)

助 成 金 額: 乳児一人につき1回まで、上限4,000円

※上限を超えた分の差額は自己負担になります。

※助成金額に満たない場合は実費分が助成額となります。

受 診 方 法: 受診の際は、事前に必ず「館林市1か月児健康診査受診票」の表面と裏面を

ご記入のうえ、実施医療機関にご提出ください。

(注意) 令和6年4月1日以降に妊娠届出を提出されたかたは、届出時に受診票をお渡しします。

令和6年4月1日以降にお子さんが生まれたかたは、産後の赤ちゃん訪問で受診票をお渡しします。

持 ち も の: 館林市1か月児健康診査受診票、母子健康手帳

実施医療機関: ・ 分娩を取り扱う県内医療機関

• 一部県外指定医療機関

## 里帰り中のかた

里帰り出産などにより館林市の受診票を利用できない医療機関で、対象となる全項目を受けた 場合、**償還払い**(払い戻し)での対応となります。

以下の持ちものを持って保健センターまでお越しください。

※令和6年度に受診したかたの申請期限は、令和7年3月31日になります。申請期限内に申請ができない場合は、事前にご連絡ください。

## 持ちもの

- □1か月児健康診査受診票(医療機関にて受診結果が記入されたもの)
- □領収書及び明細書の原本
- □金融機関の□座番号等がわかるもの
- 口母子健康手帳
- □認印



